

同 意 書

私は、空き家等バンクへ空家等の登録を申し込むにあたり、下記の内容に同意します。

記

- 1 常陸大宮市暴力団員排除条例第2条第1号に規定する暴力団員でない者であることについて、市が関係機関に調査及び照会等を行うこと。
- 2 空き家等バンク空家等登録カードの記載内容について、市が固定資産税課税台帳等により確認すること。
- 3 契約交渉の一切について、空き家等バンク空家等登録申込書で選択した媒介業者へ市が宅建協会等を通じて依頼すること。
- 4 空き家等バンクに登録した情報(以下「空家等情報」という。)の全てを市が宅建業協会等及び媒介業者に提供すること。
- 5 登録物件の詳細調査(立入調査、写真撮影など物件の確認に必要な調査の全て)を市及び媒介業者が実施すること。
- 6 媒介業者が詳細調査した結果の全てを市に提供すること。
- 7 空家等情報(個人情報を除く。)及び市又は媒介業者が撮影した物件の写真を広く一般に公開すること。
- 8 媒介業者が契約を進める際、相手方に空家等情報を提供すること。
- 9 宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の報酬を媒介業者へ支払うこと。
- 10 空家等の売買又は賃貸借に係る交渉及びその契約等に関する問題については、空家等登録者及び利用登録者並びに媒介業者との間で解決するものとし、市は一切関与しないこと。
- 11 登録申込み以降の手続き等は、常陸大宮市空き家・空き地バンク制度実施要綱の規定によること。

年 月 日

住 所

氏 名